

1. 修正方針

- 地域防災計画：災害対策基本法（第40条）に基づき、各局・機関等の役割や災害予防・応急・復旧に係る業務等について、
都道府県防災会議が定める総合的な防災計画

【都における地域防災計画風水害編の修正状況(近年)】

- ・平成26年 7月：「世界的に多発する大規模水害の発生リスクや、大島での災害の教訓」を踏まえ、修正

風水害対策を取り巻く状況も変化

- 近年、繰り返し各地で大規模な水害が発生するなか、とりわけ甚大な被害が生じた**平成30年7月豪雨**での教訓を踏まえて実施した**「防災事業の緊急総点検」**の結果に基づき着手した新たな取組を反映
- **首都圏における大規模水害広域避難検討会を内閣府と共同開催**し、大規模河川の洪水や高潮による人的被害リスクの低減を検討

2. 修正の進め方

- 上記の災害の教訓や検討した結果を、**予防から応急・復旧までの風水害対策の実効性を更に向上**させる観点から、
以下の視点を踏まえた対策を重点的に推進し、地域防災計画へ積極的に反映

修正の視点	この間の進展状況
「逃げ遅れゼロ」実現に向けた 多様な連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模河川の洪水や高潮による氾濫時の広域避難に対する取組の推進 ○ 情報を発する自治体とその情報の受け手となる住民の連携を見据えた、区市町村タイムライン 及び住民に対するマイ・タイムラインの普及拡大
関係法令等改正への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 想定しうる最大規模の降雨への対応など、関係法令等改正に伴う対策の強化・充実

※ 前回修正から相当年数が経過した地域防災計画（大規模事故編：平成21年）及び（原子力災害編：平成24年）についても、時点修正等を実施

3. 今後の予定

- 今年度末：修正作業
- 来年度当初：防災会議幹事会(素案承認)→パブリックコメント実施
- 来年度前半：防災会議(計画承認)